

北朝鮮による日本人拉致被害者の救出を求める意見書

平成14年、北朝鮮は日本人の拉致を認め5人の被害者を帰国させた。しかし、それ以降は5人の拉致被害者の家族の帰還以外は全くの進展は無い。

北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者のみなさんの苦しみと日本で帰りを待つ被害者家族の苦痛は筆舌に尽くし難く、あれから10年の月日が経過した。

政府は現在17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、それ以外に、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が存在する。このことは政府も認めている事実である。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだに具体的な成果をあげることができていない。

昨年末、北朝鮮の指導者であった金正日氏が死亡し、金正恩氏が新たな指導者として登場した。日本は北朝鮮に対し強い圧力をかけ、実質的な交渉に引き出さなければならない。一方で、北朝鮮国内の政局の不安定さも指摘されるなか、国内の混乱自体が発生し、拉致被害者の安全が脅かされる危険性も出てきた。

拉致問題は我が国に対する重大な主権侵害であり、かつ、許しがたい人権侵害であることは言うまでも無い。政府は全精力を傾けて全ての拉致被害者を早急に救出するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9 月 28 日

佐賀県嬉野市議会
副議長 田口 好秋

衆議院議長	横 路 孝 弘	様
参議院議長	平 田 健 二	様
内閣総理大臣	野 田 佳 彦	様
法務大臣	滝 実	様
外務大臣	玄 葉 光一郎	様
拉致問題担当大臣	松 原 仁	様 宛て